令和２年４月１７日

当通知は法人本部のみにお送りしていますので、各施設・事業所への通知をお願いいたします。

各障がい者（児）福祉施設・事業所を運営する法人代表者　様

松江市福祉部

障がい者福祉課長　渡部　寛子

緊急事態宣言後（４月１６日以降）における

通所サービス提供及び給付費の取り扱いについて

この度、全国に対し緊急事態宣言が出されたことを踏まえ、国からの通知「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和２年４月７日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害福祉課）に基づき、本市においては通所サービス等の実施にあたり、下記のとおり臨時的な扱いとしますので、ご確認のうえ、対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

【基本的な考え方】

　　サービス提供は、利用者の方々やその家族の生活を維持するために欠かせないものである。新型コロナウイルスの影響で通所が困難な方に対し、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援を行った場合に、通常提供しているサービスと同等のサービス提供を行っているものとして報酬の算定を可能とする。

【臨時的対応の対象期間】

本通知後、５月６日（水）までとする。ただし、国の動向等により延長の可能性あり。

【対象サービス】

障がい福祉サービス：生活介護、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型、

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障がい児通所支援 ：児童発達支援、放課後等デイサービス

【報酬算定の要件】

　　○事前に予定していた利用日に、在宅でのサービス提供を実施した日が対象となる。

　　○在宅での支援について、利用者等の意向を確認したうえで、個別支援計画を作成し、在宅で行う利用目的、内容等について本人（家族）に対し丁寧に説明し同意を得ること。また、在宅支援を行う場合でも、利用者負担額が発生することについても利用者の同意を得ること。

　　○在宅での訪問による支援や在宅における訓練又は作業活動が困難な利用者については、電話等による健康管理や相談支援等の支援を行った場合にも算定可能とする。

【手続きについて】

　　○在宅での支援の開始前に**「新型コロナウイルスへの対応に伴うサービスの在宅利用に係る届出書」（別添１）**に、在宅でのサービス提供が必要な方の**個別支援計画（写し）を添付**して提出する。

【障がい福祉サービス費の請求について】

　○従来どおり、島根県国民健康保険団体連合会へ請求する。

○在宅における支援体制について**「新型コロナウイルスへの対応に伴うサービスの在宅利用に係る報告書」（別添２）**を、翌月１５日までに提出する。

【その他】

　　○本通知は、新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取り扱いであり、今後、感染症の拡大状況や国の動向、通知に基づき変更を行う。

○本通知の対象者は、本市で支給決定を受けている利用者に限る。他市町村の支給決定者については、援護地の支給決定権者に確認すること。

届出書及び報告書の様式については、下記ホームページにも掲載しております。

【松江市ホームページURL】

<http://www1.city.matsue.shimane.jp/jigyousha/hukushi/shougaisha/sinngatakorona2.html>

総合メニュー > 事業者向け情報 > 福祉・介護 > 障がい者福祉　>　新型コロナウイルス感染症関連情報その２（令和2年3月19日付通知以降）

問い合わせ先

松江市障がい者福祉課

ＴＥＬ ５５－５９４６

５５－５２４１